

令和6年度 佐賀ライトハウス六星館事業計画書

はじめに

就労継続支援 B 型事業所六星館では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

数年にわたり施設会計の大幅な減収についての事業計画、事業報告が続いていましたが、ようやく新型コロナ・ウイルス感染予防のため半年間にわたり通所を控えていた利用者、2度の骨折のため4か月以上通所出来なかった利用者、病気療養の為3か月ほど通所出来なかった利用者の通所が戻りました。令和5年度に2名の退所者がありましたが、年度中に2名の利用者が決定しました。

1、 就労支援事業について

生産活動に係る事業収入から必要な原材料費、事務費などの経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払います。当館で行っている作業は、(1)～(3)のものです。

- (1) 印刷 自治体の広報誌、盲学校の同窓会報、視覚障害者情報・交流センター通信、名刺など
- (2) 出版 週刊新世紀
- (3) 受託作業 封入作業など原材料の仕入れのない作業

利用者が2名増加し、また令和6年度は前年のような点字電話帳の受注見込みがありませんので、工賃は減少すると思われれます。

2、 障害福祉支援サービス事業について

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的としてサービス管理責任者が作成し、指導員会議で確認された後、利用者に同意をいただくものです。

- (1) 日常生活の支援 日常生活に必要な支援について適切な相談、助言、援助
- (2) 健康管理 嘱託医による月1回の健康相談、年2回の健康診断
- (3) 生産活動の実施 日中活動として、利用者の障害特性を踏まえた工夫を持って行う生産活動

具体的な取り組み

- (1) サービス管理責任者が利用者ごとに支援計画を作成し、適切な支援を提

供します。また、作成後は実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

- (2) ほぼ 2 ヶ月に 1 回の人権擁護委員による人権相談をおこない、年に 1 回は人権擁護委員や弁護士による利用者に対する講話や職員の研修を行います。更に令和 6 年度より利用者に対する虐待防止委員会を設置します。委員会は、法人単位で設置できますので法人理事、職員、利用者家族に委員就任をお願いしたいと考えています。
- (3) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者において行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行います。
- (4) 新型コロナ・ウイルスの感染予防を徹底しながら、利用者のためのレクリエーション、行事を行えるように工夫をします。
- (5) 火災による被害のみを想定せず、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、毎年 2 回の避難訓練を行います。また、二階外部に設置している救助袋を使った避難を試みます。
- (6) 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎月 1 回の健康相談と、毎年 2 回の健康診断を行います。また、インフルエンザ予防接種は希望者に例年行っています。
- (7) 自ら意志を伝えることが十分にできない利用者のためにも、利用者家族との懇談会を開催し、様々な意見・要望をくみ上げ支援に反映させていきます。また、六星館の利用者及び家族で組織された「六星館利用者の会」の運営に協力します。
- (8) 施設の提供した障害福祉サービスに関する利用者や、利用者家族などからの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じています。

3、 利用者の人数について

令和 6 年 3 月現在、20 名の利用者と契約を交わしています。このうち 3 名は、週 3～4 回の通所と決めている利用者です。また、3 月中に 2 名の利用者が増加します。

当館の利用者で通所期間が長い者も多く、還暦前の利用者が 3 名、利用者家族が高齢となり通所が難しくなりつつある利用者もいます。利用者の募集は、障害の種類に拘らず、今後も広く募りたいと考えています。

4、 職員の配置について

- ① 施設長 1 名（兼任サービス管理責任者）

- ② 職業指導員 2名（内1名が社会福祉士）
 - ③ 生活支援員 2名（内1名が介護福祉士）
 - ④ 運転手兼生活支援員補助 1名
 - ⑤ 事務員 1名
- 合計 7名

職員配置に変更はありませんが、事務職員の職務分掌で大きな変化があります。令和5年度までは、六星館の事務職員が法人本部会計と六星館会計の出納職員を行っていましたが、佐賀県立視覚障害者情報・交流センター（あいさが）の事務職員が定年退職をし、非常勤職員として再雇用されることに伴いあいさかの会計事務も行うこととなりました。今までは、同じ法人の施設でありながら一法人一施設の形で運営をしてきました。六星館とあいさかの予算書（案）を見て頂ければわかりますが、人件費もそれぞれ按分しています。六星館の施設長（理事）が統括会計責任者をしていますし、法人全体の会計を見通す上で良いことだと考えました。

利用者に対する支援方法について職員に学ぶ機会を与えるため、受講要件の勤務期間が充ちた職員から順番にサービス管理責任者養成研修を受講していきます。

また、就労支援事業においても、リモート研修を活用し、日盲社協点字出版部会や佐賀県社会就労センター協議会だけでなく、他施設の職員の実情を学ぶためにも販売会などの視察にも参加していきます。

5、 今後の施設運営について

当館が昭和56年に開所して以来40年以上を経て、この数年急に利用者及び利用者家族の高齢化が大きな問題となってきました。盲学校、当時の養護学校の高等部を卒業後、当館に入所して還暦を迎える利用者、70歳代の利用者、そして利用者家族の高齢化など、これから数年間は利用者の顔ぶれが少しずつ変わって若くなっていくものと考えています。

当館の始まりは、身体障害者の授産施設でありましたが、次に受け入れを始めた知的障害者はどうにか対応できました。しかし、精神に障害のある利用者につきましては、受け入れをしても定着することはありませんでした。精神に障害のある利用者支援のための職員研修の機会を増やし、受け入れていきます。

6、 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉充実計画について

佐賀市へ提出している「社会福祉充実計画」において、六星館のグループホームや生活介護事業所の建設を目指した建設用地の取得などを掲げています。そのための勉強も継続していますが、令和5年度に佐賀市内のグループホームを見学した後に再度訪れて、教えて頂いたことを元に試算した試算表を配布しま

す。

令和6年度の施設会計は、多少なりとも改善されているので建設のための積立などは可能でしょうが、グループホームの報酬が引き下げられています。

理事長、田中センター長（法人理事）、六星館施設長（法人理事）六星館事務員の4名で四者会議を定期的に行っていますので、今後の見通しについて話し合いを続けます。